

## 総量規制基準（案）

### 1. 総量規制基準値の算定方法

総量規制基準値の算定方法は、第6次水質総量規制と同様、以下のとおり算定します。

$$\text{COD } L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n = (C_{no} \cdot Q_{no} + C_{ni} \cdot Q_{ni}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p = (C_{po} \cdot Q_{po} + C_{pi} \cdot Q_{pi}) \times 10^{-3}$$

L：総量規制基準値（kg/日）

C：業種区分・時期区分毎に知事が定める量（mg/L）

Q：特定排出水量（m<sup>3</sup>/日）

下表に示した区分ごとの特定施設の構造等の変更により増加した特定排出水量

特定排出水が 増加した時期	S55.7.1	H3.7.1	H14.10.1
COD（Qc）	Qco	Qci	Qcj
窒素（Qn）		Qno	Qni
りん（Qp）		Qpo	Qpi

### 2. 総量規制基準の改定

「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(平成18年10月13日 平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正)」、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(平成18年10月13日 平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正)」、「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその他の区分ごとの範囲(平成18年10月13日 平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正)」(以下、環境省新告示という。)に示される下限から上限の範囲内において、以下の(1)(2)により総量規制基準に係るC値を改定し、別表1から別表3のとおりとします。

( 1 ) 排水処理技術の動向について考慮し総量規制基準を改定

環境省新告示において、総量規制基準の上限又は下限が改定された業種区分については、改定幅に応じて基準の改定を行います。また、新設の事業場は、現状において適用可能な最善の技術レベルの導入が可能であることから、対象事業場のない業種区分の Ccj・Cni・Cpi については下限値を採用します。

( 2 ) 実施可能な範囲で総量規制基準を改定

上記( 1 )の改定にあたっては、実施可能な範囲で行う必要があり、その判断にあたっては業種区分ごとの排出実態の他、これまでの汚濁負荷削減の措置、原材料の性状や工程、事業の特殊性、他の環境要素への対応等から対策の難易度を勘案することとします。

3 . 基準適用予定日

新設の特定排水( 適用日以後に増加する特定排水の量 ) については平成 2 4 年 4 月、既設の特定排水( 適用日時点の特定排水の量 ) については、平成 2 6 年 4 月から適用される予定です。